（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表を次のように改める。

	国又は地域	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール
	種　別　単位	ルピー	ルピア	リエル	ドル
3	旅券法(昭和２６年法律第２６７号)第５条第１項本文の一般旅券の発給 （旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成１１年政令第３８２号）による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令（以下「改正前の政令」という。）第１条第６項の適用を受ける場合（１０年旅券：永住目的等））	1,400	290,000	85,000	30
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（１０年旅券：ＪＩＣＡ関連））	350	70,000	20,000	8
4	旅券法第５条第１項ただし書の一般旅券の発給 （改正前の政令第１条第６項の適用を受ける場合（５年旅券：永住目的等））	940	190,000	55,000	20
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（５年旅券：ＪＩＣＡ関連））	230	50,000	15,000	5

スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国（香港を除く。）	香港	ネパール	パキスタン	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム
ルピー	バーツ	ウォン	元	ドル	ルピー	ルピー	タカ	ドル	ペソ	ドル	ドン
3,240	740	24,000	150	170	2,240	2,200	1,710	21	1,100	30	490,000
810	180	6,000	40	40	560	550	430	5	250	8	120,000
2,160	490	16,000	100	110	1,500	1,470	1,140	14	700	20	330,000
540	120	4,000	25	30	370	370	290	4	200	5	80,000

マレーシア	ミャンマー	モルディブ	モンゴル	ラオス	オーストラリア	サモア	ソロモン	トンガ	ニュージーランド	バヌアツ	パプアニューギニア
リンギ	チャット	ルフィヤ	トウグリク	キップ	ドル	タラ	ドル	パ・アンガ	ドル	バツ	キナ
90	29,300	330	52,000	171,000	28	55	171	47	30	2,355	69
25	7,300	80	13,000	43,000	7	14	43	12	8	590	17
60	19,500	220	35,000	114,000	19	36	114	31	20	1,570	46
15	4,900	50	9,000	29,000	5	9	29	8	5	390	11